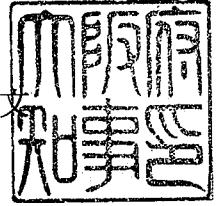


工 ネ 政 第 1243 号
令 和 4 年 6 月 8 日

大阪府環境審議会
会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府では、環境教育を総合的・体系的に推進するとともに、環境保全に対する意欲の増進を図ることによって、府民が広く「環境保全活動」に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて自ら問題解決能力を育てていくことができるよう、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、平成25年3月に概ね10年先を見据えた行動計画として、「大阪府環境教育等行動計画」を策定しました。本計画では、「場の提供・学習機会の提供」などの6つの柱を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進してきました。

近年、「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献を重視する動きが広がっており、あらゆる社会活動において、環境・社会・経済の課題の同時解決と統合的向上の観点を踏まえることが重要になっています。

また、気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染への対応が喫緊の課題となっており、2050年に二酸化炭素の排出量実質ゼロをはじめとする持続可能な社会の実現に向けた取組みを加速化させることが求められています。

一方で、ICTの進展や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、人々の行動や学びの在り方など社会全体が大きく変わってきていることから、環境教育等の推進にあたっては、今後想定される人々の行動変容・社会変革を考慮に入れなければなりません。

このような大阪の環境教育等を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。